

すべての判断指標で財政の健全性を確保

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率と資金不足比率を公表します。この法律は地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために制定されたもので、地方公共団体は一般会計等の健全化判断比率の4つの指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）と公営企業会計の資金不足比率を、監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表することとされています。

これらの指標が早期健全化基準や経営健全化基準を上回ると「早期健全化計画」を、また、財政再生基準を上回ると「財政再生計画」を策定することが義務付けられています。

平成27年度健全化判断比率の状況 (単位：%)

	平成27年度 算定値	早期健全化 基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	-	12.18	20.00
②連結実質赤字比率	-	17.18	30.00
③実質公債費比率	3.5	25.0	35.0
④将来負担比率	26.5	350.0	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「-」と表示します

平成26年度健全化判断比率 県・全国平均との比較 (単位：%)

	平成26年度 算定値	県内市 平均	全国市区 平均
①実質赤字比率	-	-	-
②連結実質赤字比率	-	-	-
③実質公債費比率	3.6	5.2	6.9
④将来負担比率	31.9	29.5	25.0

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「-」と表示します

◎平成27年度決算に基づく算定値について

平成27年度決算に基づく健全化判断比率は、早期健全化基準、財政再生基準を下回っており、財政健全化計画及び財政再生計画を策定する必要はありません。また、公営企業会計においても資金不足は発生しておらず、経営健全化計画の策定は必要ありません（比率算定の基礎となる関係書類は、市ホームページでご覧いただけます）。今後も引き続き行財政改革を推進し将来負担等の適正化に努め、財政の健全性を維持してまいります。

◎各指標について

- ① **実質赤字比率**（一般会計等の赤字の大きさ） Ⅱ 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
 - ② **連結実質赤字比率**（市全体の赤字の大きさ） Ⅱ 全会計を対象とした赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
 - ③ **実質公債費比率**（借入金などその年の返済額の大きさ） Ⅱ 一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均）
 - ④ **将来負担比率**（借入金の残高など今後支払わなければならない負債の大きさ） Ⅱ 一般会計等が将来負担すべき公営企業会計、出資法人等を含めた実質的な負債の標準財政規模に対する比率
- 問い合わせ／財政課**（内線22333）

平成26年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体は全国で1団体、財政再生基準以上である団体は全国で1団体となっています。資金不足比率については、経営健全化基準以上となった公営企業会計は13会計となっています。

資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金の不足額の事業規模に対する比率です。この比率は、経営の健全性を示す指標で、その判断基準として「経営健全化基準」が設けられています。

問い合わせ／水道事業会計 Ⅱ 水道課経理担当（☎5480-2560）、下水道事業会計及び農業集落排水事業特別会計 Ⅱ 下水道課経理担当（☎547-1661）

鴻巣市の資金不足比率の状況 (単位：%)

会計名	平成27年度 算定値	経営健全化 基準
水道事業会計	-	20.0
下水道事業会計	-	
農業集落排水事業特別会計	-	

※資金不足額がない場合は「-」と表示します

